

# 漏水時の下水道使用料等減免申請

電子申請でお申し込みいただけます！

PC・スマホで  
申し込み可能！



水道管の破損による漏水で  
修繕工事をとまなうもの  
について、下水道使用料等※が  
減免できる制度があります。

このたび従来の書面による申請方法  
に加え、電子申請でも申し込みが  
できるようになりました。



※下水道使用料のほか  
集落排水施設使用料  
も含まれます。

## 減免の対象となる漏水

- ☑ 原則として、水道管の破損による漏水で  
修繕工事を伴うもの。
- ☑ 修理日から6か月以内の申請であること。

※対象とならない例（トイレのボールタップの故障  
による漏水、蛇口から先(露出部分)の漏水、水の出  
しっぱなし）

### 申請者

とっとり電子申請のサイトの、手続  
き名「下水道使用料等減免申請」か  
らお申し込みください。受理通知  
メールが鳥取市から届きます。

### 申請から認定まで

### 鳥取市

受け付けた電子申請について、減免の  
可否の審査を行います。  
減免決定に基づき、使用料について減  
額調整を行い、その内容を通知します。



※申請された時期によっては、  
次期(最大で2か月後)請求分からの  
料金調整となる場合があります。

QRコードを読み込み！



ワードで検索！

とっとり電子申請 鳥取市

検索